

近畿厚生局上席看護指導官（任期付職員）の募集について (募集要項)

近畿厚生局では、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的に行う保険医療機関等に対する調査、指導を担当する、医療、看護の専門的知識をもった「任期付職員」（近畿厚生局上席看護指導官）を以下により募集します。

1 採用区分、採用予定人数等

(1) 採用区分

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第3条に規定される任期付職員

(2) 職務内容

- ① 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督を行うこと。
- ② 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ③ 医療監視員に関すること。

(3) 主な業務内容

① 適時調査

保険医療機関（主として病院）が入院料等を請求するために届出した施設基準（人員配置、設備、診療実績等）が、適正に運営されていることを確認するために行う調査。複数の職員で現地に赴き、主として病棟に勤務する医療従事者と面談し、保険医療機関からの届出、事前に提出される資料等に基づいて、施設基準の適合性の確認や必要に応じて看護業務の助言を行います。

② 個別指導

ア 保険医療機関（主として病院）が行う保険診療及び診療報酬請求について、質的向上及び適正化を図ることを目的として行う指導に参画し、主に施設基準に関する事を担当します。

イ 訪問看護ステーションが行う指定訪問看護及び訪問看護療養費の請求について、質的向上及び適正化を図ることを目的として行う指導。看護師等と面談し、より良い指定訪問看護や適切な訪問看護療養費請求のための指導を行います。

③ 医療法に基づく立入検査

特定機能病院及び臨床研究中核病院に対して医療法に基づき年1回実施する立入検査。医療法等により規定された人員及び構造設備について検査をします。特定機能病院は保健所と共同で行い、専ら医療安全に関する事を担当し、臨床研究中核病院は特定臨床研究の実施等について適正な管理が行われているか検査します。

④ 看護指導官及び保険指導看護師の総括に関する事

管内府県事務所等で適時調査等を担当する保険指導看護師のスキルアップのための事務打合せ会の開催や、保険指導看護師からの相談対応、助言を行います。

(4) 採用予定人員、勤務予定先等

- ① 採用予定人員 1名
- ② 勤務予定先については、近畿厚生局（大阪府大阪市）となります。

2 採用日

令和8年4月1日付

なお、受験者の希望等を考慮いたします。

3 任用期間

原則として、採用日から令和10年3月31日まで（相談可）

ただし、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することがあります。

4 応募要件

次の要件を満たしていること。

- (1) 日本国籍を有している者であること。
- (2) 看護師資格を有している者であること。
- (3) 過去に保健師助産師看護師法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (4) 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和8年1月1日現在、次のいずれかの職務経験を有する者
 - 大学を卒業した者は22年以上
 - 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は24年以上
 - 高等学校を卒業した者は27年以上

※職務経験の年数については、次表の左欄の区分の適用を受ける各期間の年数について、右欄の換算率により換算して得られる年数を合算した年数により審査をいたします。

期間の区分	換算率
1週間あたりの勤務時間が30時間以上の期間	100分の100
1週間あたりの勤務時間が20時間以上30時間未満の期間	100分の80
1週間あたりの勤務時間が20時間未満の期間	100分の50

(3) 欠格要件

以下に該当する者は、応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考します。

(2) 第2次選考（口述試験）

第1次選考合格者に対し、上席看護指導官としての適性等について個別面接により行います。

6 第1次選考の結果の連絡

第1次選考の結果については、近畿厚生局総務課より電子メール等で通知します。

7 第2次選考（口述試験）の実施

第1次選考合格者に対し、近畿厚生局総務課から第2次選考（口述試験）の日時等を電子メール等で通知します。

8 第2次選考結果の通知

令和8年2月下旬頃

近畿厚生局総務課より電子メール等で通知します。

9 勤務条件

(1) 給料

① 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に基づき職歴等を勘案して決定します。

② 上記の他、期末・勤勉手当、通勤手当、地域手当等を支給します。

(2) 勤務時間

原則として9時15分～18時00分

1日7時間45分 週38時間45分

(3) 休暇等

完全週休2日制（土曜日、日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。

(4) 服務

任期付職員は、常勤の一般職の国家公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など国家公務員の服務に関する規定が適用されます。

10 応募方法

次の（1）応募書類を「11 問い合わせ先及び応募書類申込先」のアドレス宛に電子メールにて申込ください。

原則として電子メールによる受付のみとしますが、電子メールでの提出が困難な場合は、その旨ご連絡願います。

(1) 応募書類

① 身上申立書（様式1）

② 職務経歴書（様式2）

③ 看護師免許証の写し

④ 小論文（様式3）

※ 身上申立書（様式1）と職務経歴書（様式2）は同じファイルの別シートにあります。

※ 必要書類を電子メールで提出する際は、ファイル名をそれぞれ「【氏名】
身上申立書・職務経歴書」、「【氏名】小論文」としてください。

（例）【厚生太郎】身上申立書・職務経歴書、【厚生太郎】小論文

※ 小論文テーマ：「看護師として、医療保険行政に携わるにあたり考えるこ

と」（1200字以内）

（2）申込受付期間

令和8年1月16日（金）から

令和8年2月2日（月）までの受信有効

※ 2月2日（月）24時以降に電子メールの受信があった場合には、受付は無効となりますのでご注意ください。

11 問い合わせ先及び応募書類申込先

近畿厚生局総務課

所在地 〒541-8556

大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第4号館3階

電話 06-6942-2241（代表）

【応募書類申込先電子メールアドレス】

kkousei-r@mhlw.go.jp